

成年後見登記に関する証明書の申請について（お知らせ）

1 成年後見登記に関する登記事項証明書及び登記されていないことの証明書を申請されるお客様へ

埼玉県内ではさいたま地方法務局（本局）戸籍課の窓口（下記地図参照）のみで取り扱いをしております。法務局の各支局・出張所では証明書を取得できませんので御留意下さい（ただし、各支局・出張所でも証明書交付申請用紙の配布はしております。）。

なお、郵送による申請は東京法務局後見登録課（Tel 03-5213-1360）で行っています。



さいたま地方法務局（本局）戸籍課
さいたま市中央区下落合5丁目12番1号
電話 048-851-1000（代表）
（交通：JR埼京線与野本町駅下車
徒歩8分）

2 申請書・委任状等の様式

【申請書・委任状の様式】 → 成年後見登記に関する登記事項証明書 → [こちらへ](#)
→ 登記されていないことの証明書 → [こちらへ](#)